

速度取締り指針

令和8年1月
山口警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	6:00 ~ 20:00	朝田・宮野地区	60km/h
国道262号	6:00 ~ 20:00	小鯖・宮野地区	60km/h
国道435号	6:00 ~ 20:00	吉敷地区	60km/h
市道下千坊氷上線	7:00 ~ 17:00	大内地区(大内小学校)	30km/h
市道宮島町氷上線			

- 悲惨な人身事故の発生を抑止するために上記重点路線で速度取締りを強化していきます。
- 令和7年下半年は、6時～18時の間に人身事故が多く発生しているため、同時間帯を中心に速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和7年7月～12月）



※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和7年下半年(私道と駐車場を除く。)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で7件以上事故が発生しているエリア

- 国道9号の県庁西門口交差点から吉敷西交差点までの間で交通事故が多発しています。
- 県道宮野大歳線の日赤入口交差点から大歳駅前交差点までの間で交通事故が多発しています。
- 県道山口防府線の山口駅入口交差点から柵交差点までの間で交通事故が多発しています。

その他の交通指導取締り

- 重大事故に直結する交差点関連違反及び前方不注視に繋がる携帯電話使用等の取締りを強化します。
- 重点路線及び通学路(生活道路を含む)を中心とした速度取締りを実施します。
- 本年4月1日から自転車利用者に対する交通反則通告制度が導入され、自転車利用者による悪質・危険な反則行為が交通反則切符による検挙の対象となります。